

く、ケアを行うことが必要であり、そのために看護体制を整える必要がある。しかし、実際には、看護職員よりも介護職員に重点をおいた配置基準であり、看護師の配置が規定されていないのが現状である。このため、夜間の医療体制の充実など、入所者の急変時においても施設内で十分に対応できるような体制整備が課題であった<sup>4)</sup>。

こうした背景により、2006（平成18）年4月以降、特別養護老人ホーム、ケアハウス・有料老人ホーム、グループホームの入所者は、末期の悪性腫瘍、難病、急性増悪などにより医師から訪問看護指示書が出ている場合は、医療保険により訪問看護を利用することができる（表1）。さらに、がん末期や難病、急性増悪など、医療ニーズの高い入所者への対応、また夜間の医療体制に対応するため、介護老人福祉施設においては、常勤の看護師配置と24時間連絡体制の確保、看取りに関する指針の策定などの一定の要件を満たした「看取り介護加算」が平成21年4月の介護報酬改定で新設された。要件の1つである「24時間連絡体制」は、特別養護老人ホームの

表1 施設への訪問看護

	医師の配置基準	看護師等の配置基準	病院・診療所からの訪問看護	訪問看護ステーションからの訪問看護	医師による訪問診療
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入所者生活介護以外)	×	×	△	△	○
ケアハウス・有料老人ホーム (特定施設入所者生活介護)	×	○	△	△	▲
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	×	×	△	△	○
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	○	○	▲	▲	▲

△：末期の悪性腫瘍及び難病等ならびに急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限り医療保険の対象となる

▲：末期の悪性腫瘍の患者で主治医の指示にもとづき訪問看護を行う場合は医療保険の適用となる

(厚生労働省中央社会保険医療協議会総会（第85回）配布資料

・医科点数表の解釈。平成20年4月，社会保険研究所

・訪問看護業務の手引。平成21年4月，社会保険研究所 をもとに作成)

看護職員または、病院、診療所もしくは訪問看護ステーションと連携して、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には緊急の呼び出しに訪問できる体制を評価したものである。こうして、介護老人福祉施設等の入所者は現在、状態等の要件があるものの、主治医の指示により、医療保険による訪問看護を利用することが可能になった<sup>5)</sup>。

## 2) 訪問看護師による入所者の健康管理

特別養護老人ホームの入所者の日常的な健康管理は、医師又は看護職員がその責任を負っている（介護保険法第十八条<sup>4)</sup>）。

実際には、常勤医師が配置されている介護老人保健施設や介護療養型医療施設とは異なり、特別養護老人ホームでは、配置医師（多くは嘱託医）の指示を受けた看護職員が、具体的な判断や健康管理を行っている。つまり、特別養護老人ホームの多くは、看護職員が利用者の病状や対応についての判断をしているのである。一方、特別養護老人ホームの約3割は准看護師のみの配置であると言われている。保健師助産師看護師法による「准看護師」の位置づけ（准看護師とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者<sup>6)</sup>）から、こうした施設においては日常的な健康管理を看護師とともに実施できる体制整備が必要であると言える。

さらに、特別養護老人ホームの約7割では看護職員が夜勤体制に含まれておらず、夜間緊急時の入所者の急変時の対応は介護職員またはオンコール体制によって呼び出しを受けた看護職員が対応している。医療経済研究機構の調査<sup>8)</sup>によれば、嘱託医の休日・夜間に緊急時など必要性がある時に直接訪問してもらえるのは全体の半数未満となっている。つまり、入所者の急変などがあった場合、半数以上の施設においては、看護職員は唯一の医療職としての判断を求められることになるのである。

こうした現状を改善するために、平成18年4月の介護報酬改定以降、加算が新設されている。これらの加算は、入所者が可能な限り、施設において生活を継続できるよう、日常的な健康管理や医療ニーズが発生した場合

表2 訪問看護師による健康管理が可能な事業所

事業所名	介護報酬上の加算
介護老人福祉施設	看取り介護加算
特定施設入居者生活介護事業所	夜間看護体制加算
外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	訪問看護・介護予防訪問看護
認知症対応型共同生活介護事業所	医療連携体制加算
短期入所生活介護事業所	看護体制加算(Ⅱ),在宅中重度者受入加算

(介護報酬の解釈, 単位数表編 平成21年4月版<sup>5)</sup>をもとに作成:平成21年11月1日現在)

に適切な対応がとれるよう体制を整えていることを評価したものである。看護師の配置が義務付けられていない表2に示す施設において、24時間連絡体制にある病院・診療所または訪問看護ステーションと契約を結ぶことにより、訪問看護師による日常的な健康管理や状況に応じた緊急訪問の利用が可能になった(表2)。

加算を算定するためには、看護師(准看護師は認められていない)を配置するか、24時間連絡体制のある病院・診療所または訪問看護ステーションとの連携により、健康上の管理等を行う体制を整備することが要件となっている。こうした施設の入所者が訪問看護を利用するためには、入所者が直接、訪問看護事業者と契約を結ぶのではなく、入所者はあくまで施設と契約し、施設が訪問看護事業者と委託契約を結ぶことになる。なお、訪問看護師の基準勤務時間や契約料は制度上設定されていない。

また、これとは別に医師の指示にもとづく医療保険の訪問看護が行われる場合は、前項のとおり個別の算定・対応となる<sup>5)</sup>。

#### 4 訪問看護ステーションとの連携

居住系施設や特別養護老人ホームの入所者は、心身機能低下のリスクが高く、また多くの場合、病気をかかえている。そのため、よい状態で生活を継続するためには、「健康管理」が必要である。健康管理には、心身状態の悪化予防・改善のための生活面での働きかけと病状悪化や外傷などを

的確に判断し、早期対応する必要がある。また、ターミナル期を迎える入所者がいれば、これを支援する看護体制を整えていくことも重要となる。訪問看護師は、入居者の「生活」を重視したケア・対応が可能であり、また随時、医師や他職種との連携の必要性を判断することができる。こうしたケアや対応が可能な訪問看護ステーションとの連携は、入居者の受け入れ可能な範囲の拡大が期待できるだけでなく、医師や看護師、病院など地域資源とのつながりが深まる。また、施設の職員にとっては、ケア技術や入居者の変化についての相談や確認ができるだけでなく、訪問看護師による訪問は、外部からの刺激にもなると言われている。

施設と訪問看護ステーションがよりよく連携するためには、訪問看護の提供前に関係者間で話し合いを持ち、ある程度の取り決めを行うことが必要である。たとえば、入居者へのケアにどの程度まで責任を持ち、どの程度行うのかなどである。現在、入所している者だけでなく、退院後すぐに入所した者の対応を行うのか、またいつ合同でカンファレンスを行うのかなども含め、施設と訪問看護ステーション間で業務の範囲やそれぞれの役割分担を図り、また、夜間帯における施設の担当看護師の役割や連絡伝達方法を決めておくことよい。

特に、医療ニーズの高い入居者の多い施設においては、入所者同士がそれぞれの病状に影響を及ぼす可能性がある。そのため、ユニット全体での状態把握が欠かせない。したがって、あらかじめ、健康管理を目的とした定期の訪問看護により入所者の通常の状態を把握してもらう。急性増悪などにおいてスムーズに対応できるよう、入所者やその家族、職員との信頼関係を築いておくことが大切である。

関係者間で情報を共有するため、双方の情報を正しく伝えるための記録の方法や伝達方法を前もって定めておくなどの取り組みも必要である<sup>7-9)</sup>。

参考文献

- 1) 日本訪問看護振興財団：訪問看護白書，訪問看護10年の歩みとこれからの訪問看護。2002.
- 2) Elkan R, et al : Effectiveness of home based support for older people: systematic review and meta-analysis. BMJ 323(7315): 719-725, 2001.
- 3) 平成18年度診療報酬改定の経過とねらい。社会保険旬報 2278 : 6-11, 2006.
- 4) 社会保険研究所：介護保険制度の解説，平成18年10月版。2007.
- 5) 社会保険研究所：介護報酬の解釈，単位数表編，平成21年4月版。2009.
- 6) 日本看護協会出版会：看護法令要覧 平成19年度。2007.
- 7) UFJ総合研究所：平成17年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金事業「特別養護老人ホームにおける介護・看護サービスの効果的な連携方策に関する検討」報告書。
- 8) 医療経済研究機構：「特別養護老人ホームにおける終末期の医療・介護に関する調査研究」報告書。平成15年3月。
- 9) 全国訪問看護事業協会（主任研究者：村嶋幸代）：平成16年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）「痴呆性（認知症）高齢者グループホームへの訪問看護の拡大研究事業」報告書。平成17年3月。

（柏木聖代）

